

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第58条第2項	家庭的保育事業等の認可の取消	子育てあんしん課

### 1 処分基準は、次のとおりとする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等が、児童福祉法若しくは児童福祉法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したとき

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。